

## 12. 税制改正の概要と市税収入及び税連動交付金等への影響

(単位 千円)

概要	改正年度	影響額(調定額ベース)														
		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)												
<p><b>個人市民税</b></p> <p><b>防災施策に要する財源確保の終了</b></p> <p>東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律施行に伴い、平成26年度(2014年度)分から令和5年度(2023年度)分の均等割税率500円を加算していたが、その期間が終了した。</p> <p><b>定額減税の実施</b></p> <p>令和6年度(2024年度)分の個人住民税所得割額から、納税者本人及び配偶者を含めた扶養家族1人につき都民税と合わせて1万円の減税を実施する。ただし、納税者の合計所得金額が1,805万円(給与収入2,000万円)以下の場合に限る。</p>	<p>平成23年度 (2011)</p> <p>令和6年度 (2024)</p>	<p>144,368</p> <p>2,415,933</p>	<p>144,738</p> <p>22,416</p>	<p>144,798</p> <p>-</p>												
<p><b>軽自動車税</b></p> <p><b>種別割のグリーン化特例の延長</b></p> <p>令和5年度(2023年度)税制改正において現行制度が令和8年度(2026年度)まで3年間延長された。なお、乗用の営業用車両(25%軽減車両に限る)は令和7年度(2025年度)まで2年間延長された。</p> <p>平成30年(2018年)4月1日からグリーン化特例により燃費基準達成度に応じた軽減措置(令和元年度(2019年度)まで2年間延長)がとられた。軽減期間内に新規取得される四輪車等に対する翌年度のみ措置(例) 軽四輪自家用乗用車 10,800 5,400円(50%軽減) 軽四輪自家用貨物車 5,000 2,500円(50%軽減)</p> <p>平成31年度(2019年度)税制改正において令和3年度(2021年度)まで2年間延長された。なお、電気自動車等に関し令和5年度(2023年度)まで軽減措置がとられた。令和3年度(2021年度)税制改正において対象区分の重点化及び基準の切り替えが行われた。</p>	<p>令和5年度 (2023)</p>	<p>1,964</p>	<p>2,008</p>	<p>2,051</p>												
<p><b>固定資産税</b></p> <p><b>生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置</b></p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するための特例措置</p> <p>令和3年(2021年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに取得した先端設備等について、固定資産税の課税標準額を3年間ゼロとする。</p> <p><b>中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置等の償却資産の導入に係る固定資産税の特例措置</b></p> <p>物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえ、中小事業者等の生産性の向上や賃上げの促進を図るための特例措置</p> <p>一定の条件を満たした機械・装置等に係る固定資産税の課税標準額について、令和7年(2025年)3月31日まで、最初の3年間を価格の2分の1とする。ただし、給与等支給額の引上げを労働者に表明した中小事業者等については、次のとおりの課税標準額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年(2023年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までに取得 最初の5年間価格の3分の1</li> <li>・令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに取得 最初の4年間価格の3分の1</li> </ul>	<p>令和2年度 (2020)</p> <p>令和5年度 (2023)</p>	<p>23,858</p> <p>4,247</p>	<p>13,371</p> <p>9,619</p>	<p>3,326</p> <p>9,199</p>												
<p><b>森林環境譲与税</b></p> <p><b>譲与基準の見直し</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私有林人工林面積</td> <td>10分の5</td> <td>100分の55</td> </tr> <tr> <td>人口</td> <td>10分の3</td> <td>100分の25</td> </tr> <tr> <td>林業就業者数</td> <td>10分の2</td> <td>100分の20(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table>		改正前	改正後	私有林人工林面積	10分の5	100分の55	人口	10分の3	100分の25	林業就業者数	10分の2	100分の20(変更なし)	<p>令和6年度 (2024)</p>	<p>10,864</p>	<p>10,864</p>	<p>10,864</p>
	改正前	改正後														
私有林人工林面積	10分の5	100分の55														
人口	10分の3	100分の25														
林業就業者数	10分の2	100分の20(変更なし)														